



修学資金貸与医師に係るダブルボードの取得について

令和7年3月13日（木）

神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課
人材確保グループ

1 専門医制度におけるダブルボードの考え方について

1 - 1 経緯・現状等

<経緯>

- ◆ 「外科専門医」の資格の取得を希望する修学資金貸与医師より、「救急専門医」の資格取得も希望する相談が県にあった。

<現状>

- ◆ これまで指定診療科間の転科、又は指定診療科外への転科について相談はあったが、2個の基本領域専門医資格を取得しようとする、いわゆるダブルボードに関する事例は初であり、現状では、県としての取り扱いも定めていない。

<協議いただきたいこと>

- ◆ キャリアの多様化が進む中で、今後も同様の問い合わせが見込まれることも踏まえ、修学資金貸与医師におけるダブルボードの取り扱いについて、県としての方針を定めたい。

1 - 2 専門医制度におけるダブルボードの考え方について

- ◆ ダブルボードを持つ医師 = 2個の基本領域専門医資格を持つ医師
- ◆ 現在、日本専門医機構が承認しているダブルボードに関する専門研修制度は15通り

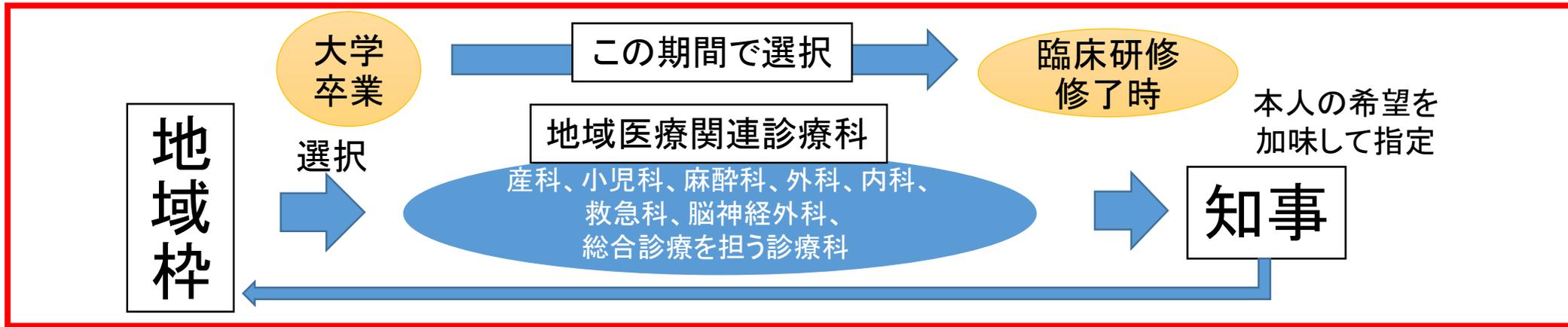
内科→リハビリテーション科	整形外科→リハビリテーション科	外科→リハビリテーション科
小児科→リハビリテーション科	リハビリテーション科→整形外科	救急科→整形外科
整形外科→救急科	救急科→外科	外科→救急科
内科→総合診療	総合診療→内科	総合診療→救急科
救急科→総合診療	内科→救急科	救急科→内科

← 今回の事例も認められている

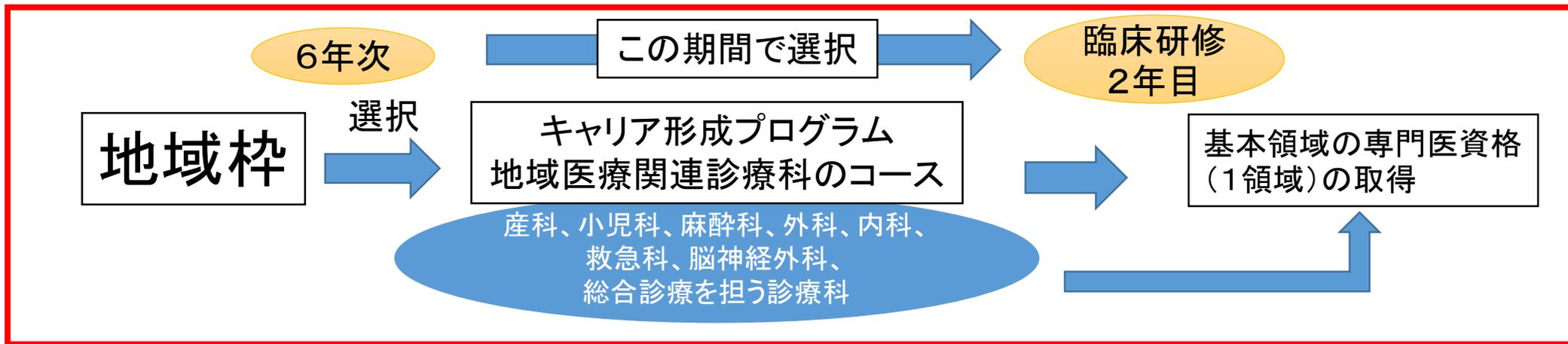
2 本県の医師修学資金制度の診療科指定等との関係について

2 本県の医師修学資金制度の診療科指定等との関係について

【神奈川県地域医療医師修学資金制度における診療科指定】



【キャリア形成プログラム（令和元年度施行版、令和6年度施行版）】



1領域の専門医取得は保証

ダブルボードを取得することを妨げてはいない

3 対応方針（案）

3-1 対応方針（案）①

多様なキャリアを有する医師の育成は、県の医療にとっても有意義であり、また、キャリア展開が認められていることは、今後、質の高い地域枠の獲得にも資すると考えられるため、以下のとおりしたい。

	ダブルボードの内容	可否	備考
①	地域医療関連診療科内の組み合わせ (例)外科→救急科、内科→総合診療 等	○	
②	◆地域医療関連診療科 ＋ ◆地域医療関連診療科以外の診療科 (例)救急科→整形外科 等	○	義務年限のカウントについては 次頁参照。
③	地域医療関連診療科以外の診療科の組合せ (例)整形外科→リハビリテーション科 等	×	全て認めず、離脱扱いとする

3-2 対応方針（案）②

◆ 地域医療関連診療科と地域医療関連診療科以外の診療科の組合せの場合、地域医療関連診療科以外の診療科の研修を行った期間（＝中断期間）はどのようにカウントするのか。

対応案

【中断期間について】

- ダブルボード取得のために必要とされる研修期間の月数（※1）を、中断期間とする。

（※1）日本専門医機構が認めている各領域ダブルボード向け専門研修カリキュラム制（単位制）整備基準規定に基づく。

【キャリア形成プログラム上の取り扱いについて】

- 繰り延べ事由として、「ダブルボード取得に必要な地域医療関連診療科外研修期間」を追加する。
- ただし、中断（繰り延べ）期間（※2）の上限年数は変更しない。

（※2）令和元年度施行版：上限通算4年、令和6年度施行版：上限通算6年）

【その他】

- 大幅に地域医療関連診療科以外の診療科の研修に要する期間が長い場合は、個別に判断する。

(例) R7.3時点で日本専門医機構が承認しているダブルボードの場合

	診療科	ダブルボードの可否	中断年数
地域医療関連診療科内の組み合わせ	救急科⇒外科	○	/
	外科⇒救急科		
	内科⇒総合診療		
	総合診療⇒内科		
	総合診療⇒救急科		
	救急科⇒総合診療		
	内科⇒救急科		
地域医療関連診療科 + 地域医療関連診療科以外の診療科	内科⇒リハ科	○	2年
	外科⇒リハ科		
	小児科⇒リハ科		3年
	救急科⇒整形外科		
	整形外科⇒救急科		
地域医療関連診療科以外の診療科の組合せ	整形外科⇒リハ科	×	/
	リハ科⇒整形外科		

説明は以上です。